

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 44 年 12 月に会社を辞めて帰郷した。その後、姉夫婦が経営する店を手伝うこととなり、国民年金に加入した。国民年金保険料は、姉夫婦に預けて納付してもらっていたと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 7 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年 4 月から厚生年金保険に加入した平成 3 年 5 月までの期間において、3 か月と短期間である申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の姉夫婦も、昭和 42 年度以降は、申立期間を含む国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無い。

さらに、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人に係る申立期間前後の期間の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年6月1日まで
ねんきん定期便によると、私がA社に取締役として勤務していた期間のうち、平成3年10月から4年5月までの標準報酬月額が16万円となっているが、前後の期間の53万円と比較しても明らかに違い社会保険事務所の転記ミスと考えられるので、53万円に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金の加入員記録（電子データ）によると、申立期間における申立人の標準報酬月額は53万円であり、申立期間前後の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の申立人の報酬月額は53万円に変化は無く、申立期間における申立人の標準報酬月額を53万円として社会保険事務所に届け、それに見合う保険料を申立人の給与から控除して納付したとしている。

さらに、B厚生年金基金及びA社から社会保険事務を受託している社会保険労務士は、申立期間当時の届出書は保存していないものの、当時における社会保険事務所及び厚生年金基金に対する届出書の様式は複写式であったと回答していることから判断すると、社会保険事務所と当該厚生年金基金の記録が相違するとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該厚生年金基金の加入員記録における申立人に係る当該期間の記録から53万円に訂正することが必要である。

宮城厚生年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

勤務しているA社で平成19年12月10日支払の賞与から厚生年金保険料を控除されたが、会社で社会保険事務所（当時）に届け出なかったため厚生年金保険料が記録されていないので、納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、A社から提出された賞与明細書（控）及び賃金台帳により、申立人は、平成19年12月10日において、事業主から15万円の賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所へ提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 1953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を平成5年12月1日、資格喪失日に係る記録を6年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から6年4月1日まで

私は、平成5年12月1日から6年3月31日までの期間、A事業所に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された人事記録により、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所において勤務していた申立人の前任者及び後任者は、オンライン記録において、当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる上、B事業所から提出された人事記録によると、前任者と申立人の雇用形態及び勤務条件は全て一致していることが確認できる。

さらに、B事業所は、申立人の人事記録から、申立期間について、厚生年金保険に加入すべき期間であった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の人事記録、前任者及び後任者のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は関係資料が存在せず確認できないため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年12月1日から6年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間①に係る標準賞与額を15万5,000円、申立期間②に係る標準賞与額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月31日
② 平成19年12月31日

申立期間①及び②にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給料支払明細書(控)により、申立人は、申立期間①及び②において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が保管する申立人に係る給料支払明細書（控）において確認できる保険料控除額から、平成16年12月31日については15万5,000円、19年12月31日については16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月21日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格取得日に係る記録を平成9年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月16日から同年10月1日まで

厚生年金保険加入記録を確認したところ、平成9年9月16日にB社で資格喪失、同年10月1日にA社で資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。

私は平成9年9月1日にB社から、A社に移籍したが、同一グループ会社での移籍であり、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び事業主の回答により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成9年9月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録により、A社は平成9年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本により、同社の設立年月日が同年8月7日であることが確認できることから、同社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、異動日については、事業主は、申立人が平成9年9月1日にA社に異動している旨回答しているところ、オンライン記録におけるB社の資

格喪失日は、同年9月16日となっていることから、A社の資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の賃金台帳における平成9年9月分の保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、事業主は、同社が平成9年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となったために、同年9月分の厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城国民年金 事案 1317（事案 703 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から同年8月まで

私は、国民に強制的な納付義務がある国民年金保険料を、渡された納付用紙に従って確実に納付し、また、申立期間後は、2回にわたり就職、退職をしているが、その時も国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、当初の委員会の判断において、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとされたことに納得できない。

今回、申立てに係る新たな資料等は何も無いが、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金被保険者資格取得日が平成4年7月10日であり、申立期間は未加入期間であること、ii) 申立人が加入手続を行ったのは、A市の国民年金被保険者名簿（電算記録）から同年11月5日頃と確認できること、iii) 申立人は、申立期間以降はA市に居住しており、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様に申立期間に係る国民年金保険料を確実に納付したと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月、同年3月から51年7月までの期間及び59年6月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月
② 昭和40年3月から51年7月まで
③ 昭和59年6月から同年10月まで

国民年金加入記録によれば、昭和40年2月が未納、同年3月から51年7月までの期間が未加入、59年6月から同年10月までの期間が未納とされているが、国民年金の制度が始まった時に加入し、国民年金保険料は、昭和38年に結婚してからも納付し続けてきた。

時期は定かではないが、夫のボーナス時に10万円単位でA市役所に保険料を納付したこともあったと記憶している。

国民年金保険料を納付したことは確かなので、各申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）上、当該期間に係る国民年金の納付記録は確認できない上、申立人が所持する年金手帳の検認記録には、昭和36年4月から40年1月までの検認印は確認できるものの、申立期間①に係る検認印は確認できない。

また、申立人は、「A市役所において、夫のボーナス時に、10万円単位でまとめて納付した。」と主張しているところ、申立人がA市に居住していた当時は、第2回特例納付の実施時期に該当するが、申立期間②は未加入期間である上、当該期間当時、申立人の夫は被用者年金保険に加入しており、申立人が国民年金に加入するとすれば、申立人は、任意加入被保険者となることから、制度上、特例納付することができなかったものと考え

えられる。

さらに、申立人は、「A市役所で納付した時の保険料は月額7,000円だった。」としているが、当時の国民年金保険料額とは大きく相違している上、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳のいずれにおいても、申立期間②に係る国民年金の加入記録は確認できない。

申立期間③について、申立人の夫は昭和59年に死亡しており、当該期間の保険料の納付は申立人が行うものと考えられるが、申立人は、国民年金保険料を納付したとする時期や金額についての記憶が定かではなく、保険料の納付状況が不明である上、B市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）においても、当該期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。

このほか、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月、同年8月、2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月及び同年8月
② 平成2年2月及び同年3月

平成元年7月に会社を退職してA市の実家に戻って来た際に、母親から年金や保険の手続きはきちんとするようと言われたことを覚えている。年金手帳にも国民年金の記録が記載されており、納付書が送付されてきていれば、間違いなく納付している。健康保険の保険料や税金の支払も忘れたことが無い。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の一つ前の記号番号の者が平成4年10月に20歳で国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、申立人は、同年10月以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、「平成元年7月11日新規資格取得、同年9月11日資格喪失、2年2月1日再取得、同年4月2日資格喪失、3年7月31日再取得、同年8月1日資格喪失及び4年10月1日再取得」の資格得喪の記録が、平成4年10月26日にまとめて入力処理されていることが確認できる上、申立人の所持する領収証書によれば、3年7月の国民年金保険料が4年11月30日に過年度納付されていることが確認できることから、この頃に国民年金保険料の納付を開始したものと考えられ、当該時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月から57年4月まで
申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納付していたはずなので、夫の保険料が納付済みで私の分の保険料だけが未納となっているのは納得できない。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は、昭和55年2月5日に国民年金被保険者資格を喪失してから、60年11月10日に同被保険者資格を再取得するまでの間、国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、申立人に対して納付書が発行されることは無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を自身が納付していたと主張しているが、申立期間のうち、申立人の夫が国民年金に加入していたのは昭和56年8月から同年10月までの3か月のみである上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が定かではなく、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人に対して、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から同年10月までの期間及び62年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年5月から同年10月まで
② 昭和62年1月から同年10月まで

私は会社を退職した都度、厚生年金保険から国民年金に切り替えており、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していた記憶があるので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月27日に払い出されており、A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びB市の同被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は、A市に転入した52年11月25日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、55年9月2日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、国民年金に加入した記録は無い。このため、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間①及び②における国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付状況に関する申立人の記憶は定かではなく、昭和53年6月に婚姻した申立人の妻も、オンライン記録によれば、申立期間②の保険料は未納とされており、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人に対して申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険

料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月

私は、昭和 51 年 6 月に婚姻した後、52 年 4 月から、A 事業所で働いており、申立期間の国民年金保険料は、義母が納付してくれたと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は、昭和 52 年 5 月 10 日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる。このため、申立期間（昭和 52 年 4 月）は国民年金の未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、「昭和 52 年 4 月から A 事業所で働き始めたので、義母が国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しているが、申立人の義母も申立人と同様に、昭和 52 年 5 月から国民年金保険料の納付を開始しており、申立期間については、義母は厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の義母からは高齢等により事情を聴取することができないことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1324（事案 236 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月
② 昭和49年10月から50年3月まで

前回の申立てにおいて、私は、「47歳か48歳（平成8年か9年）の頃に、社会保険事務所（当時）かA市役所から、国民年金保険料の未納期間があるとの案内があり、自分でも未納であったことを認め、指定された支払場所に行き、その窓口で保険料を全て現金で納付した。こうしたことは一回で、そのとき支払った金額は2万円以上だったと思う。」と主張した。

しかし、今回、申立期間の国民年金保険料を納付した時期は、もっと前の平成元年から、家を新築して引っ越した7年までの間であったと思われるので、改めて調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和50年11月21日に払い出されており、その払出しの時点において申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、第2回特例納付により44年7月から48年3月までの保険料を納付しているが、申立期間①は特例納付できない期間であること、iii) 申立人が保険料をまとめて納付したとする時期（平成8年か9年頃）と、第3回特例納付の実施時期とはかけ離れており、ほかに申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通

知が申立人に対して行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たに「申立期間の国民年金保険料を納付したのは、平成8年か9年ではなく、もっと前の元年から、家を新築して引っ越した7年までの間と思われる。」と主張し、平成6年10月9日に転居したことを証する住民票の写し等を提出したが、これは、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを裏付ける事情とは認められない上、第3回特例納付の実施時期（昭和53年7月から55年6月まで）とかけ離れていることに変わりはない。

また、申立人は、「特例納付は母親がしてくれたが、それ以外の期間の国民年金保険料は自分で納付した。」と述べているところ、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料が、同年12月に納付されており、その際に、申立人が申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人には過年度納付をした記憶は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月 8 日まで

私は、昭和 39 年 4 月から 41 年 4 月 21 日まで、A 社（現在は、B 社）が C 施設に出店していた D 店に勤務していた。途中で店の名前が D 店から E 店に変わったと記憶しているが、同じ店に 2 年ほど勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が 1 か月しかないことに納得できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務状況等を詳細に記憶していることから、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 41 年 3 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、現在の事業主及び当時の事業主の息子（現在は、取締役）は、かなり前のことであり資料も無いことから、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明と回答している上、当時の二人の事業主も一人は死亡し、ほかの一人は所在不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除等について証言を得ることができない。

さらに、申立人と同様に昭和 41 年 3 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について照会したところ、複数の者が、自分は A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前から当該事業所に勤務していたと思うが、保険料の控除については覚えていないとしている上、そのうちの一人は、勤務当初は社会保険が無く、後で加入したと思うと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 30 日から 54 年 5 月 1 日まで
② 昭和 56 年 1 月 1 日から 62 年 6 月 1 日まで

申立期間①は、以前勤務していたA社（現在は、B社）の社長に誘われ、昭和 53 年 4 月頃から 54 年 4 月末に退職するまで受付の仕事をしていました。

申立期間②は、失業手当を受給していた頃に再度社長に誘われ、昭和 56 年 1 月頃から 62 年 5 月末に退職するまで同じ仕事をしていました。

働いていた期間は、厚生年金保険料も控除されていたと思うので申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況等に関する記憶及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①及び②について、B社は、「厚生年金保険の届出等については資料が無く不明である。」と回答しているほか、仮に勤務していたとしても厚生年金保険に加入させていないパート従業員であったのではないかとしている。

また、当時の事業主は既に死亡しており、当時の状況を確認することができないため、健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立人と一緒に勤務したと思われる元同僚に申立人の勤務状況等について照会したところ、複数の元同僚は、申立人を覚えているものの、勤務期間及び厚生年金保険料の控除等は不明であると回答しているほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も見当たらないことから、申立人が申立てに係る事業所に勤務していた期間を特定することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②において、国民年金に加入していることが確認できる。

申立期間②について、当該事業所において厚生年金保険の加入記録があり、従業員の給与計算の業務を担当していたとする元同僚は、「私が働いていた当時の正社員は、私と工場長だけで、ほかに女性のパート従業員が5人ぐらい働いていたと思うが、パート従業員は時給制のため、支給した給与からは何も控除していなかった。」と述べている上、健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人が記憶している元同僚及び申立人の前任者と思われる元同僚の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 12 月まで

申立期間については、当初、社会保険事務所（当時）に対し国民年金保険料納付記録を照会していたが、納付の確認はできなかった。

しかし、社会保険事務所から、「A県B市の国民年金被保険者名簿によると、資格喪失年月日が昭和 45 年 1 月 17 日となっており、備考欄には『C事業所加入』と記載されているほか、同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を還付した記録がある。」との説明を受けた。

私は、申立期間について、C事業所に勤務していたのではなく、同事業所の下請会社と思われるD県E市にあったF事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務状況等について記憶していることから、F事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、D県内で事業所名にF事業所の名称が含まれる事業所を調査したところ、E市内を所在地とする事業所が3事業所確認でき、そのうち1事業所は事業所名及び業種等が申立人の記憶と一致するものの、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、同社の事業主は、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等については不明と回答している。

また、上記の3事業所中、残りの2事業所及び申立期間当時、D県内（E市外）にあった類似名称の厚生年金保険の適用事業所（7事業所）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録においても申立人の氏名は見当たらない。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿に記載されているC事業所の名称

が含まれる事業所について調査したところ、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっているG社では、「F事業所は一時期、当社の下請会社だったようで、数名の作業員がF事業所に勤務した後、当社に移ってきた例があるようだが、当社で保管している申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険の届出関係の書類には、申立人の記録は無い。申立人が当社直接雇用の作業員でないのであれば、当社で厚生年金保険に加入していたとは考えにくい。」と回答しているほか、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録においても申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が記憶している同僚の氏名を調査したところ、D県内で事業所名にF事業所の名称が含まれる事業所及びG社で厚生年金保険の被保険者となった記録は見当たらないほか、申立人は、当該同僚は既に死亡していると述べているため、当時の状況について証言を得ることができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月頃から 37 年 1 月頃まで
私は、20 歳から A 社に勤務していた。
厚生年金保険に加入していないことは無いと思うので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「昭和 35 年 5 月 6 日本社合同慰安旅行」と裏書きのある写真から、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたものと推認される。

しかし、A 社が厚生年金保険の適用事業所になった記録は見当たらない。

また、申立期間当時の社長は、A 社とは別に経営する B 社で厚生年金保険に加入しているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらない。

さらに、A 社は、B 社から C 社に経営委譲されており、C 社が厚生年金保険の適用事業所になった時期は、申立期間の後の昭和 38 年 1 月 8 日からであり、C 社のオンライン記録を確認したが、申立人の記録は見当たらない。

加えて、申立人が当時の同僚として挙げた者は、所在が不明であるため、当時の保険料控除等について確認できない上、現在の B 社や C 社の事業主などに照会したところ、当時の事情を知る者は A 社の元事業主を含め他界し、資料も保存されていないため、厚生年金保険への加入状況や保険料控除の実態は分からないとしている。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月15日から同年6月1日まで
② 昭和39年10月1日から同年11月1日まで

私は、申立期間①については、A社（現在は、B社）に昭和37年3月15日から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年6月1日となっている。

申立期間②については、C社に昭和39年10月1日から勤務し、当時の労働者名簿の雇入年月日も同年10月1日になっているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年11月1日となっている。

いずれの事業所においても就職時期と厚生年金保険の資格取得時期に事務的なずれがあるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和37年3月15日から勤務していたとしているところ、申立人に係る改製原戸籍の附票によると、同年4月17日に当該事業所の所在するD市に隣接するE市に住所を移していることが確認できることから、勤務開始時期の特定までには至らないが、その頃から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある者10人に照会したところ、回答のあった4人のうち、申立人と同じく本社に勤務していたとする同僚は、「全員、試用期間があったと記憶している。私も2、3か月あった。」旨証言しており、当該同僚の勤務開始時期と厚生年金保険加入時期について、3か月間のずれがあり、他の複数の同僚についても勤務開始時期と厚生年金保険加入時期に数か月のずれがあることから、申立期間当時、当該事業所では、従業員を入社後直ちに厚生

年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、B社によると、「現在では資料等は無く不明である。」旨回答しており、申立人に係る申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

さらに、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）によると、申立人は、昭和 37 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、不自然な訂正箇所は見当たらない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、C社が保管している申立人に係る労働者名簿によると、雇入年月日が昭和 39 年 10 月 1 日であることから、申立人が当該期間に同法人に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日前後に同資格を取得している同僚 10 人のうち労働者名簿が保管されていた 7 人は、いずれも労働者名簿の雇入年月日と厚生年金保険被保険者資格取得日にずれ（1 か月から 5 年 7 か月）があることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所では、従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、当該事業所における被保険者資格取得日は厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ昭和 39 年 11 月 1 日であることが確認できる上、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚も同日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、不自然な訂正箇所は見当たらない。

さらに、当時の給与計算及び社会保険関係の事務担当者は、「40 数年前のことなので当時の厚生年金保険の加入の取扱い等については覚えていない。」旨証言している。

加えて、当該事業所によると、当時の資料は労働者名簿以外は無いとしていることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料控除等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月から33年まで

私は、昭和31年9月から33年までA社に勤務していたので、保険料を給与から控除されていたのかははっきり覚えていないが、厚生年金保険に加入していたかどうか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所の所在地は、申立人が記憶している所在地と一致していること、及び複数の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和34年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に亡くなっているため、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、当該事業所において申立期間当時の被保険者記録がある18人のうち連絡先が確認できた8人の同僚に照会したが、回答があった5人のうち3人は申立人を覚えているものの、申立人の勤務実態等について具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚5人のうち2人は当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、加入記録は見当たらない上、複数の同僚は、厚生年金保険に加入していない人もいたと証言しているほか、申立期間当時の従業員数について、申立人は20人程度、複数の同僚は12人から30人程度と述べているところ、申立期間に被保険者記録がある者は多い時で10人、少ない時で4人であることから、申立期間当時の当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかつ

たことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日から 1 年間、A 事業所に勤務し、39 年 10 月 1 日から 46 年 3 月末日までの期間は、B 事業所に勤務した。

申立期間は、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査して厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したとする A 事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた当時の事業主及び同僚について、姓しか記憶していないことから特定することができず、これらの者から勤務状況等を確認することができない。

申立期間②について、事業主の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人が B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 44 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間②の一部（昭和 39 年 10 月 1 日から 44 年 10 月 31 日までの期間）については、適用事業所とはなっていない期間である。

また、申立人は、申立期間②の期間内である昭和 41 年 7 月 1 日から当該期間の後の 49 年 5 月 1 日までの期間、C 事業所を事業主とする健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏

名は見当たらない上、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、当該事業所は、平成 16 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主も他界していることから、当該事業主の親族に照会したところ、当該事業所に係る関係資料等は保存していないとしており、申立人の厚生年金保険の加入状況等を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 15 日から同年 8 月 16 日まで

私は、昭和 20 年 4 月 15 日から同年 8 月 16 日までの期間、A社B出張所が所有していた第*C丸に甲板長として乗船していた。当時は戦争中で、第*C丸は、軍の徴用船であったと記憶しているが、ねんきん特別便によると、申立期間の船員保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第*C丸の船舶所有者は「A社」としているところ、当該船舶の船舶原簿によると、所有者は「D社」と記録されていることが確認できる。

しかし、D社は、昭和 23 年 12 月 1 日に解散しており、当時の役員もオンライン記録において確認することができないことから、申立人の乗船期間及び船員保険の加入状況等を確認することができない。

また、申立人の乗船期間を確認できる船員手帳等の関連資料は無い上、申立人から聴取しても船長及び同僚の氏名が不明であることから、当時の状況等について証言を得ることができない。

さらに、D社に係る船員保険被保険者名簿によると、船名に「C丸」を冠する船舶は 15 隻確認することができるが、第*C丸の同名簿は見当たらない上、「C丸」を冠する全ての船舶及び「第*」を船名に冠する船舶に係る同被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人に係る船員保険被保険者台帳において、申立期間の船員保険の加入記録は確認できない。

その上、「C丸」を冠する船員保険被保険者名簿に、E機関の名称が記

載されている船舶が確認できることから、関係機関に照会したところ、申立てに係る第＊C丸がE機関の管理下にあったかどうかについては、関係資料が残っていないため確認することができなかつた上、申立人に係る軍歴照会を行ったものの、申立期間の軍歴は確認できなかつた。

このほか、申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月頃から 39 年 6 月頃まで
② 昭和 39 年 7 月頃から 40 年 6 月頃まで
③ 昭和 40 年 7 月頃から同年 10 月頃まで
④ 昭和 41 年 1 月頃から同年 3 月頃まで
⑤ 昭和 43 年 1 月頃から 45 年 7 月頃まで

申立期間①は、A事業所に勤務し、申立期間②は、B県C市のD事業所に勤務した。申立期間③から⑤までは、B県E市のF事業所に勤務した。なお、昭和45年2月頃にG病院に入院したことがある。

しかし、社会保険事務所（当時）に照会したところ、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①以前に勤務していたH事業所の厚生年金保険の加入記録は判明したにもかかわらず、各申立期間の加入記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間にA事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できた2名に照会したが、申立人の勤務期間等について確認することはできなかった。

また、当該事業所は、昭和44年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、30年以上前に廃業している上、事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、事業主の弟から誘われて勤務したとしているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が

記憶する事業主の弟の氏名は確認できるものの、所在が不明であり、当時の状況等について証言を得ることができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、「B県C市のD事業所に勤務した。」としているところ、B県C市を管轄する法務局に対して当該事業所に係る商業登記簿謄本の照会を行ったが、当該所在地に申立てに係る事業所は確認することができなかった。

また、オンライン記録において、当該期間に、「D事業所」及び類似の名称で所在地がB県内の厚生年金保険の適用事業所は3事業所確認できたが、いずれも申立人が主張する住所とは相違しており、これら3事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿等において、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人が記憶するB県C市内に「D事業所」と類似の名称の事業所が確認できたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年9月1日であり、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所とはされていない。

加えて、申立人から聴取しても申立期間②当時の事業主及び同僚等の氏名が定かではなく、当該期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間③から⑤までについて、申立人は、「B県E市（後に、I市に移転）のF事業所に勤務した。」としているところ、E市及びI市を管轄する法務局に対して当該事業所に係る商業登記簿謄本の照会を行ったが、当該所在地に申立てに係る事業所は確認することができなかった。

また、オンライン記録において、当該期間内に、「F事業所」という名称で所在地がB県内の厚生年金保険の適用事業所は5事業所確認できたが、いずれも申立人が主張する住所とは相違しており、これら5事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿等において、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても事業主の氏名の記憶は姓のみであり、同僚等の氏名も定かでないことなどから、当該期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、申立人が昭和45年2月頃に入院したとするG病院は、「カルテの保存期間は5年間であり、患者としての記録が確認できない。」としており、申立人が利用した保険の種別等を含めて確認することができなかった。

このほか、申立人に係る外国人登録原票において、各申立期間に申立人

が勤務していたとする事業所名の記載は確認できない上、オンライン記録において、外国人登録名を含めて調査を行ったものの、申立人の記録と思われる未統合記録は確認できず、各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年2月22日まで
年金事務所から記録が訂正された前後の厚生年金保険の加入記録が送付され、私の標準報酬月額が訂正以前のものとは相違していることを初めて知った。

私は、A社の代表取締役であったが、当時、事業がうまくいかず、混乱を極めていた。厚生年金保険に関しても注意が行き届かず、全社員を集めて被保険者の資格を失ったことを説明した記憶はあるが、その時点で標準報酬月額の手続きは行っていなかったため、申立期間に係る標準報酬月額を訂正前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月は59万円、同年12月から7年1月までは50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年2月22日）の翌日の同年2月23日、及び同年2月24日に、申立人を含む7名の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の標準報酬月額については、6年4月に遡って11万円に減額処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、「自分が社会保険関係事務の責任者であり、当時、会社の事業がうまくいかず、厚生年金保険に注意が行き届かなかった。厚生

年金保険料の滞納があったかもしれない。」としており、また、「会社が厚生年金保険の適用事業所としての資格を失ったことを平成7年2月頃に全社員を集めて説明した記憶がある。」としていることなどから、会社からの届出がされていないにもかかわらず、社会保険事務所が、代表取締役であり、かつ社会保険関係事務の責任者であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1955

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 6 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 3 月 21 日まで
③ 平成 4 年 4 月 3 日から同年 8 月 16 日まで

私は、平成 3 年 6 月から同年 10 月まで、A 社に勤務したが、年金記録では当該期間の標準報酬月額は 19 万円又は 20 万円となっており、24 万円から 27 万円であった給与支給額と相違する。

また、平成 3 年 11 月から 4 年 3 月まで、B 社に勤務したが、当該期間の標準報酬月額は 19 万円となっており、24 万円から 27 万円であった給与支給額と相違する。

さらに、平成 4 年 4 月から同年 8 月まで、C 社に勤務したが、当該期間の標準報酬月額は 15 万円となっており、25 万円程度であった給与支給額と相違する。

各申立期間について、実際の給与支給額に基づいた標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A 社及び B 社において、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給与明細書によれば、控除されている厚生年金保険料はオンライン記録上の標準報酬月額に基づき算出された額となっている。

また、A 社及び B 社は既に解散しており、両事業所の社会保険関係書類について確認することができない。

さらに、複数の同僚の証言によれば、両事業所に係る社会保険関係事務

の担当者は両事業所の代表取締役であったと考えられるが、同氏に照会を行ったところ回答は得られなかったため、両事業所における社会保険関係事務の取扱いについて確認することができない。

申立期間③について、C社で当該期間当時、厚生年金保険の被保険者であった者10名に照会したところ、4名から回答があり、そのうち2名は「申立人を知っている。私も申立人と同様の業務に従事していた。」と回答しているが、この2名の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額、申立人の標準報酬月額とほぼ一致している。

また、申立期間③当時、当該事業所で従業員の給与計算及び社会保険関係の事務に従事していた者は、「入社後3か月間は試用期間であり、試用期間中の従業員の月給は15万円から20万円程度であった。」と証言している。

さらに、当該事業所において、申立人に前後して厚生年金保険被保険者資格を取得している者8名のうち、申立人より16歳年長の男性1名を除く7名の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ一致している。

加えて、申立期間①、②及び③の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することのできる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月から同年 11 月頃まで
② 昭和 42 年 11 月から 43 年 1 月頃まで

私は、昭和 41 年 2 月から同年 11 月頃まで、A氏が所有する「B丸」に乗船したが、社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録を照会したところ、当該期間は未加入となっていた。

また、昭和 42 年 11 月から 43 年 1 月頃まで、C社が所有する「D丸」に乗船したが、当該期間は船員保険に未加入となっていた。

各申立期間に乗船したことは確かなので、各申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、船舶所有者名簿によれば、申立人が「B丸」の船舶所有者であったとする「A」氏は、船員保険の適用を二度受けた船舶所有者であることが確認できるが、適用を受けているいずれの期間も申立期間①と重複しておらず、同氏が当該期間において船員保険の適用を受ける船舶所有者であったことを確認することができない。

また、上記船舶所有者が取締役に就任しているE社は、「当社は申立期間当時、B丸という漁船を所有していたが、当社が保管する申立期間当時の船員名簿を全て確認したものの、申立人に係る記録は見付からなかった。」と回答している。

さらに、E社の商業登記簿によれば、船舶所有者の「A」氏は既に死亡しており、申立期間①当時の船員保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立期間①において使用していた船員手帳は無く、当該期間に

係る雇入れ及び雇止めの記録を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、「D丸に乗船していた通信士が下船することになり、その人に代わって乗船した。」と述べているところ、当該通信士の証言によれば、申立人が当該期間において当該船舶に乗っていたことが推認できる。

しかし、C社に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人に係る記録は見当たらず、昭和42年9月から43年1月までの間に被保険者資格を取得している者の被保険者証記号番号は連続しており、欠番は見当たらない。

また、C社は既に解散しており、同社で役員を務めていた者5名に照会したところ4名から回答があったが、そのうち1名は、「C社で船員保険の事務手続を行っていた部署は、昭和48年頃に廃部になっており、当時の書類等は破棄されていると思う。」と回答しており、申立期間②当時の船員保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳にも、申立期間①及び②に係る加入記録は記載されておらず、ほかに申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月10日から同年11月1日まで
② 昭和24年12月1日から26年5月1日まで

申立人は、昭和23年にA社に入社し、45年に退職するまで正社員として継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、昭和24年1月10日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から26年5月1日までの期間が未加入となっていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社で厚生年金保険被保険者の資格を取得している7名に照会したところ、そのうち1名が同社において昭和25年8月から申立人と一緒に勤務したとしており、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者整理名簿によれば、資格取得日は申立期間後の昭和26年5月1日、資格喪失日は45年4月1日となっており、当該事業所は、ほかに申立人に係る人事記録等の資料は無いとしていることから、申立人の申立期間における勤務状況等を確認することができない。

また、当該事業所では、「正社員となる以前の現場採用者の厚生年金保険加入は現場に任せており、厚生年金保険関係の資料については保管されていない。」としている。

さらに、申立人の親族及び上記同僚が、A社で同社のB地区の取りまとめを行っていたとしている申立人の叔父及び申立人と同じ業務に就いていた同僚における厚生年金保険の記録を確認したところ、昭和23年6月1日から27年6月1日までの期間に、2名とも申立人と同様に2回の資格喪失と取得を繰り返していることが確認できる。

このほか、申立人が各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。